

●香川県教育委員会告示第5号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第32条第2項の規定により、次の表に掲げる香川県指定史跡の指定を平成29年10月13日に解除したので、同条第3項において準用する第5条第4項の規定により告示する。

平成29年10月27日

香 川 県 教 育 委 員 会

名 称	所 在 地	指 定 告 示
善通寺旧境内	善通寺市善通寺町622番地	昭和48年香川県教育委員会告示第4号
香色山経塚群 4基	善通寺市善通寺町平谷1050	平成8年香川県教育委員会告示第5号